

国立大学法人等の現状データ、その分析及びこれらを踏まえた 論点（これまでの意見の整理）

1. 大学を取り巻く環境の変化（今後の大学の在り方）

※委員からの関連意見

- ・世界では、国際的な大学が連携し、一つの組織ではなくなり、大学という組織自体がこの先どこまで残るのかという議論もあるような大きな社会変化の中、今後の国立大学法人の在り方を考える必要がある。
- ・世の中が大きく変化するなかで、この国の人材育成、研究教育の在り方を見据えつつ、その中で、国立大学が全体として果たすべき機能を明確にした上で、個々の大学の機能を高度化していくことが必要。
- ・大きな社会の変化をどう考えるのかというところも大事。技術革新が非常に大きく進み、大きな研究開発の流れも大学や国立の研究機関から相当民間に移っている。国の予算を超えるような膨大なお金が流れていたりする中で、日本の国立大学法人が何をすべきか、どうお金を回していけばいいかということを考える必要がある。
- ・世界全体で人が様々動いていく、兼業・副業も進んでいくという大きな人材流動を踏まえ、研究者はその大きな中の一部であるため、このような変化も踏まえることが必要。
- ・高等教育政策として、現状をどう変えるかではなく、どういう姿を目指しているかということを明確にすることが必要ではないか。また、そこに戦略的な人材育成の視点を組み合わせることを考えていかないと、教育に係る予算の増は見込めないのではないか。

2. 法人化後の現状分析

①法人化後の財務状況

国立大学法人等（大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。）の財務状況について、法人化後の変化と現状について、データ等を整理の上、法人の規模や学問分野等のグループ¹ごとに分析を行った。

（経常収益・費用）

- ・国立大学法人等全体として法人化以降、経常収益は約1.4倍に増加。最も大きな要因は附属病院収益で、約2倍に増加。外部資金等は約4倍に増加しており、企業等からの受託研究・共同研究など全般的に獲得金額が増加。寄附金受入件数は約2倍、受入額は約1.5倍に増加。
- ・全体として経常収益が伸びている一方、法人規模等に応じた差異も顕在化。（Eグループ、Fグループ、Hグループ、Iグループにおいては経常収益の規模は縮小もしくはほぼ同規模。）
- ・また、収益増に比例して、診療経費も約2倍に増加。受託研究費等は約3倍に増

¹ Aグループ（大規模）：北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、新潟大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学、東海国立大学機構

Bグループ（理系学生＞W文系学生）：室蘭工業大学、東京農工大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学

Cグループ（文系学生＞W理系学生）：福島大学、筑波技術大学、東京外国語大学、東京藝術大学、一橋大学、滋賀大学

Dグループ（医のみ）：旭川医科大学、東京医科歯科大学、浜松医科大学、滋賀医科大学

Eグループ（教のみ）：北海道教育大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、愛知教育大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学

Fグループ（院のみ）：政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

Gグループ（医有複学）：弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

Hグループ（医無複学）：岩手大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、静岡大学、和歌山大学、北海道国立大学機構（小樽商科大学・帯広畜産大学・北見工業大学）、奈良国立大学機構（奈良教育大学・奈良女子大学）

Iグループ（共同利用機関）：人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

加。また、教育経費や研究経費も増加。人件費、一般管理費等は微減となっているが、Eグループ、Hグループでは、人件費比率が約7割を占めている状況。

(外部資金の状況)

- ・ 外部資金の獲得については、大規模法人等において受託研究、共同研究、受託事業などの金額が大きく増加している一方、それ以外の法人においてはこれらの増加度は低い。(Aグループ、Bグループ及びCグループにおいて、受託研究、共同研究、受託事業などの金額が大きく増加している一方、Eグループ、Fグループ、Iグループは増加度が低い。)

(寄附金の状況)

- ・ 一部のグループを除いて、ほぼすべての国立大学法人等において寄附金の受入れ件数、金額は増加。(Cグループ、Iグループは寄附金額が大幅に増加、Cグループ、Eグループは寄附件数が大幅に増加。Fグループは寄附件数が減少。Bグループは寄附金額が減少。ただし、Bグループは受託研究や共同研究契約が著しく伸びており、寄附から契約形態への移行も推測される。)

(授業料)

- ・ 国立大学の授業料については、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供しつつ、各大学が独自の工夫により学生の教育の充実を図ることができるようにする観点から、省令において、授業料の標準額(535,800円)を設定。大学において特に事情がある場合には120%を上限に各大学が授業料を定めることが可能。
- ・ また、令和6年4月からは、外国人留学生に関しては120%の上限を設けないこととする改正がなされており、適切な対価を徴収しつつ、外国人留学生へのきめ細かな支援を持続的・安定的に行うことも可能。
- ・ 令和6年7月現在、「標準額」を上回る授業料を設定している大学は7大学。特定の研究科等について標準額と異なる授業料を設定する大学も存在。
- ・ なお、令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、低所得世帯の学生等に対して、国が定める一定額まで(国立大学においては、「標準額」まで)の授業料・入学金の無償化及び返還不要の給付型奨学金の支給を実施。

(運営費交付金等公的支援の状況)

- ・ 第1期中期目標期間(平成16年～21年)は、各年度の予算額は名目値で対前年度比1%減(年率)とする「骨太の方針2006」等により、運営費交付金予算額は減少。第2期中期目標期間(平成22年～27年)においても、予算額は減少傾向。第3期中期目標期間(平成28年～令和3年)以降、平成27年度と同程度の予算額を維持。法人化時と比較すると、1600億円超の運営費交付金が減少。
- ・ 施設整備費補助金については、当初予算額と補正予算額を併せて必要額の確保に努めており、年によって変動はあるが、令和3年度以降は当初予算額と補正予算額を併せて1,000億円弱に留まる。
- ・ 国からの基盤的経費以外の支援は増加傾向にあり、例えば科学研究費助成事業(科研費)等の受入額は法人化時の1,201億円から令和4年度は1,587億円に増加。また、新たに大学ファンドやJ-PEAKSなどの大学研究基盤強化に資する支援を開始。

※委員からの関連意見

- ・ これまでの大学改革の中で、全ての大学というわけではないが、経営の観念も相当明確に入っ

てきていると認識。

- ・世の中が大きく変わる中で、大学等の自由度を高めて、創意工夫をしていくことは、必要かつ重要な改革であった。
- ・法人化については、当時は自由もお金もない状態で、両方要求しても難しいのであれば、むしろ自由を獲得すべきという考え方だった。自由度が上がることで財源は多様化し、制度的にはそのような方向に向かっている。
- ・改革に投資が必要なのは企業も学校も同じで、投資をしないと成長していかない。現状維持ではなく、人、設備などは全て投資という感覚であるべき。
- ・教育については公的支援が必要だが、寄附金を増やす取組も必要。コロナ禍では寄附金はかなり増え、現在でもコロナ禍前に比べると数倍に増えている実績を持つ大学もある。
- ・自律的な経営をするために外部資金を自ら取りに行くのは大事だが、いきなり取れるものではない。各法人が、研究の芽出しの部分強化する資金を用意できる財務環境が必要。
- ・外部資金や寄附は伸びており、こういった毎年収入額の変化が起こりうる資金も含め多様化した財源や運営費交付金の繰越などを活用した財務全体のマネジメントの工夫が必要とあるが、外部資金は使途目的が特定されているため、経常的資金に充てられるものではない。間接経費も自由に使えるものではなく、毎年獲得できる額が保障されるわけではないので、安定資源にはならない。研究等の管理のための資金であり、単年度会計なので、将来に向けての基盤整備に使いづらい。

②財源の多様化に向けた法人化後の規制緩和の活用状況

(土地の貸付)

- ・国立大学法人等の土地の貸付については、教育研究に支障のない範囲内において、大臣の認可を得たうえで民間事業者等への貸付が可能。
- ・令和5年度までに、40件（26法人）が認可されており、主な貸付用途としては、駐車場、共同住宅・マンション、社会福祉施設等があり、貸付期間は、用途により数年から75年まで様々。貸付額も様々であるが、年額で数十億の収入が生じている物件（東京都23区内）も出てきているところ。
- ・活用状況は立地等によって差があるが、地域的には全国で活用されている状況。（貸付地のうち東京都内に所在する土地の割合は34.1%。東京都を除く3大都市圏については29.3%、その他の都道府県については36.6%。認可件数は、Aグループが14件で全体の35%を占め最多。）

(余裕金の運用)

- ・国立大学法人等が有する余裕金については、大臣の認定を受けることにより、国債等のいわゆる安全資産以外の有価証券等による運用が可能。
- ・運用のリスクの許容度など認可の状況は法人規模等によって異なり、比較的財源の多様化が図られ、経営規模が大きい法人において活用されている状況。（Bグループ、Eグループ、Fグループ、Iグループでは半数を超える法人が認定未取得。指定国立大学法人は、特例により認定を受けることなく全基準による運用が可能。）

(長期借入)

- ・国立大学法人等については、大臣認可を受けることにより、長期借入が可能。
- ・長期借入については、令和6年4月までに81件が文部科学大臣の認可を受けており、主な用途としては、学生の寄宿舍、職員の宿舍等に要する土地の取得等が53件（66%）と最多。
- ・長期借入はDグループを除くすべての法人で活用されており、活用状況はAグループが25件で全体の31%。1法人当たりの平均認可件数は、Aグループが1.9件と最多で、次いでBグループが1.3件。

(債券発行)

- ・国立大学法人等については、大臣認可を受けることにより、債券発行が可能。
- ・債券は6法人（Aグループ5法人、Bグループ1法人）により総額1,300億円の大学債が発行されており、研究プロジェクトの実施、キャンパス整備、教育研究拠点の整備、産学連携施設の整備等に活用。債権の引受は、保険会社、資産運用会社、自治体の共済組合、自治体、財団法人、一般企業、地元企業、学校法人等。

(出資)

- ・国立大学法人等については、大臣認可を得たうえで、承認TL0への出資、認定VC等への出資、企業等との共同研究のあっせん等を行う者等への出資、コンサル・研修等を行う者への出資、教育研究施設の管理等を行う者への出資が可能であり、指定国立大学法人等においてはいわゆる大学発ベンチャーへの出資が可能。
- ・全体の出資認可件数は累計44件であり、認定VC等への出資認可が18件と最多。
- ・共同研究、受託研究等の金額が大きい規模の大きな法人においては活用が進んでいる状況。（全認可件数のうち約8割（36件）をAグループが占めている。）

(新株予約権の取得・保有の状況)

- ・国立大学法人等は、出資の対価として取得した場合を除き、株式を保有し続けることは原則として認められないが、大学発ベンチャーに対する育成支援を行う場合など、特に必要と認める場合には株式や新株予約権を取得・保有することが可能。
- ・新株予約権の取得・保有状況については、取得・保有している法人数が増加傾向にあるとともに、各法人における保有件数も増加傾向。

③人給マネジメントの改革状況

- ・多様で優秀な人材を惹きつける魅力ある人事給与制度の実現により、国立大学の教育研究力を一層向上させるため、各国立大学法人等が取り組む人事給与マネジメント改革をさらに進める上での基本的な考え方や検討すべきポイント、参考事例を掲載したガイドラインを平成31年2月に策定。令和3年12月には、ガイドライン（追補版）を策定。
- ・テニュアトラック制²について、導入率は84%（76法人）であり、テニュアトラック期間は原則5年とする法人が多い。テニュアトラック教員への支援策としては、研究支援経費の支援や研究スペースの確保などが多くの法人で行われており、導入効果として、優秀な人材の確保や研究の活性化を上げている法人は7割を超える。また、令和4年度の新規採用テニュアトラック教員数は532人で、助教が341人を占め、テニュアが付与された教員数は333人で助教が188人。
- ・年俸制は全ての機関で導入されており、年俸制適用教員の割合は42.3%に達している。その内当該大学を本務として勤務する教員への適用をみると、若手教員への適用が多い。
- ・クロスアポイント制度³については、ほぼすべての法人において規程が整備され、平成27年以降、継続的に増加傾向にあり、延べ1,279人のクロスアポイントメントの実

² 優秀な教員・研究者が、一定の期間任期付きという競争的環境を経て、公正で透明性の高い審査を合格することで、任期のない安定的な職（テニュア）を得ることができるようにする制度

³ 機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの。大学等から企業への派遣の際には、受け入れる企業への貢献度等に応じて大学等における給与水準を超える給与が研究者等に支給される事例もある。

績となっている。専門分野別には工学や保健、理学の分野に多い。また、国立大学法人等から民間企業等への派遣型クロスアポイントメントはまだ少数。

- ・本務教員数に占める任期付きの割合を平成24年度と令和5年度で比較すると全体で3.1ポイント増(34.9%→38%)。一方、グループ別に分析すると、差異が生じている。(Dグループ、Fグループでは減少。Bグループ、Cグループ、Eグループでは比較的増加幅が大きい。)
- ・本務教員数に占める40歳未満の教員割合を平成24年度と令和5年度で比較すると全体で3.7ポイント減(27.4%→23.7%)。一方、グループ別に分析すると、差異が生じている。(減少幅が比較的大きいグループは、Dグループ、Fグループ、Gグループ。減少幅が比較的小さいグループは、Aグループ、Cグループ、Eグループ。)
- ・本務教員数に講師・助教・助手の占める割合を平成24年度と令和5年度で比較すると全体で3.4ポイント増(36.9%→40.3%)。一方、グループ別に分析すると、差異が生じている。(比較的増加幅が大きいグループは、Cグループ、Eグループ、Gグループ。同割合が下がったグループは、Bグループ、Fグループ。)

※委員からの関連意見

- ・大学にとって一番大事な要素は人材。これまで、人材をコストとして見ていたのではないかと思うが、現在はヒューマンリソースと言われるように、人材を資源として考えるならば、その資源に投資することによって、いかに多くの価値を生み出すかという観点から、人の仕組み、人事の仕組みを考えるべき。大学は、クロスアポイントメント、年俸制、ジョブ型などの仕組みを既に取り入れているが、そうした原理に基づいて入れているのかは微妙ではないか。
- ・物事を進めていくにはリーダーシップが必要だが、そのためには組織として意識改革をし、スピード感をもって実行していくことが重要。

④教育の状況

(教学マネジメント改革の状況)

- ・「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」で示された「教学マネジメント」の確立について、国公私通じて取組を実施している大学は増加しており、国立大学についてはほとんどの大学が3ポリシーの達成状況を点検・評価しているなど、教学マネジメントに係る取組が着実に進展。
- ・大学における教育内容・方法等についても、急速な社会の変化に適切に対応するため、改善に向けた取組が進展。教育内容面では、学修者の能動的な学修への参加を取り入れたアクティブラーニングが進んでおり、国立大学における実施率は100%(令和4年度)。また、国立大学ではナンバリングの実施率(令和4年度:95%)や履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)の活用率(令和4年度:98%)も高い水準となっている。教育方法面では、シラバスにおいて課題や準備学修を具体的に指示している国立大学は99%(令和4年度)に上るほか、文理横断・文理融合教育を行う国立大学も68%(令和4年度)に上っている。
- ・各国立大学の教育研究組織についても、法人化以降、①分野横断型、理工系の人材養成や地域の課題解決など社会ニーズを踏まえた学部等の設置、②JD、共同教育課程、学部・研究科等連携課程など組織間連携による学部等の設置、③複数学科・研究科の大きくくり化等の組織見直しが行われている。また、令和6年度からは、「大学・高専機能強化支援事業」の支援を通じて、高度情報専門人材の養成のための定員増や改組を実施。
- ・大学間での教育課程上の連携を実現し、各大学の強みや特色を生かして地域が求める人材等を連携して育成するため、連携開設科目(令和3年～)、共同教育課程(平

成21年～)などの制度が法人化以降設けられているが、公立大学との大学連携推進法人設置による連携開設科目の活用、公私立大学との共同教育課程学部・研究科の設置など、大学間連携の取組が進展。

(国際化の状況)

- ・日本の大学、大学院に在籍する学生のうち、外国人留学生の割合は、学士課程においては、OECD平均の5%に対して日本は3%、修士課程はOECD平均の14%に対して日本が11%、博士課程はOECD平均の24%に対して日本が22%と、いずれもOECD平均に満たない。
- ・諸外国の研究大学と我が国の研究大学とを比較すると、留学生比率、海外出身教員の割合いずれにおいても低い状況。
- ・外国人留学生の受入れを増加させるためには、高等教育機関の国際化を図り、多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨し、外国人留学生と日本人学生が一体感を持って共に学ぶことがきる環境を構築することが重要。
- ・大学の国際化に向け、文部科学省においては「スーパーグローバル大学創出支援事業(SGU)」を推進(採択37校中、21校が国立大学)した結果、SGU採択校が外国人留学生の受入れの40%超、日本人学生の海外への送り出しの30%超を占めるなど、留学モビリティの拡大を牽引。また、SGU採択校においては、語学力基準を満たす学生の割合や事務職員の高度化に係る指標が大きく向上し、大学の国際化に係る体制整備が進展。
- ・平成26年に創設された国際連携教育課程制度により、日本の大学と外国の大学が連携して学位を出すことが可能となり、11国立大学において27件(国公私立大学全体では13大学29件)が同課程を設置。
- ・一方、外国語による授業の実施や外国語のみで卒業できるコースの拡大等が求められるが、英語のみで学位が取れる国立大学の数は学部段階で10、研究科段階で59に留まる状況。
- ・大学の国際化のための体制整備にあたっては、国際化に対応できる教職員の人数・能力の不足等の課題があり、学生の海外渡航はこれをアレンジする教職員のマンパワーを確保することが必要。国際化の進展のためには多くの人的・経費的負担が不可欠。

(博士人材の育成)

- ・学位授与者数は、課程博士は平成18年頃までは上昇傾向であったが、その後はほぼ横ばい。人口100万人当たりの修士号、博士号を取得している者の数は、諸外国と比較して低水準。日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2014年度以降ほぼ横ばいに推移していたが、近年微増。
- ・博士課程修了者は、他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合はどの分野においても高い傾向。
- ・日本経済団体連合会が令和6年2月に公表したアンケート結果によると、今後5年程度先を見通した博士人材の採用方針・方向性として理系博士を増やしていく企業は、新卒採用・経験者採用ともに約2割程度。博士課程から民間企業等への就職を広げるため、文部科学省と経済産業省において大学・企業が取り組むべき事項をまとめた手引き・ガイドブックを令和6年度中に策定予定。
- ・大学発ベンチャーにおける経営人材では、博士経歴がある割合が高くなっており、今後博士号を採用したい役職がある大学発ベンチャーは5割以上に上るなど、大学発ベンチャーにおける受入れニーズが見られる。

- ・博士課程に進学する学生への経済的支援については、令和7年度までの目標として約22,500人（修士から博士に進学する者の7割程度）が生活費相当額を受給できるようにすることを掲げ、財源の充実に取り組んだ結果、令和6年度においては20,400人分の財源を確保。
- ・また、文部科学省においては平成23年から令和元年度にかけて、養成すべき人材像、取り組むテーマが明確な博士課程の学位プログラム構築を支援すべく「博士課程教育リーディングプログラム」を実施。その結果として、同プログラム修了生の進路状況はその他の博士課程学生等と比して就職者の割合が向上するなどの効果あり。
- ・なお、令和6年3月、博士人材がアカデミアのみならず多様なフィールドで活躍する社会の実現を目指し、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる（2020年度比約3倍）ことを目標とした「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を文部科学省において公表。

（社会人、リカレント教育）

- ・日本企業のOJT以外の人材投資（GDP比）は、諸外国と比較して低く、さらに低下傾向。また、社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くで、諸外国と比較しても高い状況。
- ・日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25（30）歳以上入学者の割合は、諸外国に比べて低く、学部入学者に占める社会人の割合は2.3%に留まる。
- ・履修証明プログラムを開設している大学数、履修証明プログラムの受講者数等は、近年は増加傾向となっており、国立大学においても55大学が実施しており、受講者数は3,500人程度に上る。
- ・文部科学省においては、大学におけるリカレント教育を定着発展させるため、関連施策を講じており、民間企業等と連携し、企業等のニーズに基づいたリカレントプログラムの発展・実施を行っているが、国立大学のリカレント教育を魅力的かつ安定的なものとしてどう自走させていくかは課題。

※委員からの関連意見

- ・教育を受ける機会はできるだけ広く確保しつつ、出口の質保証をしっかりと行う学修者本位の教育の在り方に切り替えていくことが必要。その際、大学で教育しようとしている能力・スキルと企業側が求めているものについて、欧米においては比較一致しているが、日本においては大きく異なるのではないかと。Industrial Ph.D. のような学生と企業が一緒に課題解決をしていく仕組みも効果的ではないか。
- ・法人化後に大学間競争が強くなったため、大学同士の自由な交流が減っている。特に地方大学は、これまで改革を進めた結果、強みだけを残す構成になっているので、ユニバーサルな教育をするのに御苦労しているのではないかと。多くの大学が結集して、ある学科の講義をするような形をとることができればユニバーサルな教育ができる。博士課程の研究についても、他大学と連携して研究を進めることにより発展的な学位論文が書けるはずであって、ジョイント・ディグリーなどは非常に有効だと思う。
- ・EUのようにジョイント・ディグリーの制度を広めることで、学生が他の大学でも指導を受けられ、研究ネットワーク強化につながるのではないかと。
- ・研究で強みをつくるために集中投資をすると、教育の観点からは一つの大学で学べる分野が減るため、それをカバーする手法として、連携、ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー制度などを更に国内で広めていくことが大切。地元の高校生が、地元の大学に行って、幅広い学びがそれなりに保障されており、強い分野もあり、特色もあるというようになっていくべき。
- ・少子化の中、日本人のみを相手に教育する時代は終わっており、国際化が重要。大学人は、国籍を問わず人材を育成し、日本国内にとどまらず、社会の資源として世界に輩出していくよう、広い視野を持って教育研究等に取り組むことが重要。

- ・グローバル化については、学部段階から留学生を一定程度受け入れることで、国内として必要な人材を輩出していくという定量的な考察が必要。
- ・少人数教育など教育の質の転換には当然コストがかかるが、個々の大学に必要な授業に精選して科目数を減らすことで一定の削減はできるのではないか。その上で、費用負担のあり方を考える必要がある。
- ・教育目的の外部資金は限られているため、教育にかかる経費の多くは安定的に入る資金で措置せざるを得ない。
- ・公的支援を増やすためには、教育のコストに見合うだけの効果があるのかについて、分野ごとの分析や卒業生の収入の分析など、エビデンスの積み上げと透明化を行うことが重要。
- ・法人化以降、18歳人口が減る中で優秀な学生を集めるためにも教育の質は上げる取組が行われたと承知している。一方、教育コストの上昇に対して、教員の負担をあげることで対処してきたことが課題ではないか。
- ・教育を受けたことで人材としての価値がどれくらい高まるか、市場価値も含めどう評価されるかという観点から教育の仕組みを考える必要があるのではないか。
- ・リカレント教育においては、個別具体的な新しい時代に合った実践的職業訓練だけではなく、今後まだ何か起こっても対応できるコンピテンスを持った資質を磨くということも重要ではないか。
- ・18歳人口が減少する中で、単に教員を削るのではなく、リカレント教育に取り組む教員をリソースとして使っていくことにより、社会人と大学の双方にメリットがでるような方策を考えられないか。
- ・受講者のインセンティブとして履修証明制度の社会的認知度を上げることが重要ではないか。
- ・日本の研究力・教育力を高め、認めてもらい、日本に活力があることがわかれば、より多くの多様な外国人留学生が日本にやってくると思うが、個々の大学の取組に任せるだけでなく、国全体での環境づくりが重要ではないか。
- ・大学教育を充実するために、もう一度アカデミックカレンダーについて検討してみてもいいのではないかと
- ・双方向の授業の重要性に留意しつつも、通信課程を生かすことによって、教育内容を多様化していくことも考えられる。国立大学とは別の枠組みで通信制大学を位置づけ、そこと国立大学との補完関係を構築することも考えられる。

⑤研究の状況

(論文数)

- ・日本の論文数は平成22年代半ばから増加傾向。Top10%補正論文数は下げ止まりの兆し。一方、国別の論文総数の順位については、日本は低下傾向（平成12年 - 14年：2位→令和2年 - 4年：5位）。特にTop10%補正論文数の順位については、より鮮明に下落傾向（平成12年 - 14年：4位→令和2年 - 4年：13位）。国別論文生産数は米国・中国が突出。
- ・国際共著論文割合は上昇基調であったが、令和2年頃からすべての学問分野で低下。
- ・いずれの国においても、Top10%補正論文に国際共著論文が占める割合は全論文に占める割合よりも高いことは共通しており、国際共著論文の低下は論文の質の低下につながるおそれ。
- ・米国の国際共著相手を見ると、日本の位置づけが低下傾向にある一方、中国が米国の国際共著相手として存在感を高めている。米国の全分野及び8分野中7分野において国際共著相手の第1位に中国が位置。

(産学連携の状況)

- ・大学等と民間企業との共同研究実施件数及び受入額は増加傾向（実施件数は令和4年度に約3万件に達し、平成15年度と比べ約4.2倍に増加。受入額は令和4年度に約977億円に達し、平成15年度と比べ約6.4倍に増加）。また、一件あたりの共同研究費

受入額は令和4年度に323万円であり、平成15年度と比べ約1.5倍となっており、共同研究の大型化が進展している。

- ・大学等における特許権実施等件数及び収入額は増加傾向（件数は令和4年度に2万4千件に達し、平成17年度と比べ約22倍に増加。収入額は令和4年度に約45億円に達し、平成17年度と比べ約7倍に増加）。一方、直近10年間における1件あたりの収入額は横ばいで推移。
- ・大学等発ベンチャーの新規設立数は、平成17年度の252件/年から減少傾向にあったが平成26年度からは増加傾向に転じ、令和元年度以降は令和4年度まで約330件/年で推移している。
- ・令和3年度以降、段階的に大学を中心とした全国9つのプラットフォームが形成され、スタートアップの創出により大学等の研究成果を事業化や国際展開につなげるギャップファンド支援や、学生等へのアントレプレナーシップ教育の実施等により、人材・知・資金が循環するスタートアップ・エコシステムの形成が進められている。国立大学は、各プラットフォームの中核的な役割として参画しており、大学等の研究成果をスタートアップ創出等により社会還元する環境が形成されつつある。

（研究の幅）

- ・世界的な研究領域数はサイエンスマップ2002から2020にかけて54%増加。一方、日本の参画領域数、参画領域割合は微増。中国は着実に参画領域数・割合が増加。
- ・サイエンスマップ2020で得られた国際的に注目を集めている919領域の中で、スモールアイランド型領域（新たな研究の芽となる可能性のある研究領域）は全体の36%、コンチネント型領域（継続性があり規模も大きい研究領域）は19%を占めている。サイエンスマップ2004と2020を比較すると、日本については、コンチネント型の増加、スモールアイランド型の減少がみられ、新たな芽となる挑戦的な研究領域への参画が活発ではないおそれ。

（研究者の状況）

- ・日本の研究者数は令和5年において70.6万人であり、中国、米国に次ぐ第3位の研究者数の規模であるが、日本の企業部門、大学部門いずれの研究者数もほぼ横ばい。
- ・人口あたりの博士号取得者は、主要国の多くが増加傾向であるのに比して、日本はほぼ横ばいで推移。博士号取得者は、他主要国と比較して人文社会科学系が少なく、自然科学系が多い傾向。博士課程入学者数は減少し続けていたが、令和5年以降回復傾向。
- ・研究人材の国際的な流動について、米国、欧州、中国が国際的な研究ネットワークの中核となっており、我が国は国際的な研究ネットワークの中核になっておらず、これらの国地域との連携も低い。留学生についても、派遣、受入れともに高くない。
- ・平成元年と令和元年の国立大学の本務教員数を比較すると、本務教員全体では約11,100人の増加。年齢層別に見ると、40歳未満は約5,300人の減少、40歳以上は約16,400人の増加。職位別に見ると、教授は約5,000人増加、准教授は約3,800人増加、助教及び助手は約1,900人増加。
- ・大学教員の研究活動時間割合は平成14年度以降減少傾向が続いている。研究活動時間の絶対数も減少。教育活動、社会サービス活動の時間割合が増加傾向。

（研究費の状況）

- ・大学部門の研究開発費は2000年代に入ってからほぼ横ばいに推移し、この間に中国、ドイツが日本を上回ってきている。

- ・国立大学法人運営費交付金は平成16年度の法人化以降、減少を続け、近年は下げ止まりの傾向。一方、科研費は同期間において増加したものの、消費者物価指数等を考慮すれば、実質的な平均配分額は減少傾向。
- ・大学の基金については、日米英間で大きな差があり、例えば米国のハーバード大学では4兆円を超える基金を有する一方、東京大学は150億円に留まる。基金を造成していくためには、寄附金等の受入れ額を増やしていくことが必要であり、大学への寄附金については増加しているものの、諸外国との差は依然、大きい（ハーバードの年間受入れが1,500億の一方、東京大学は100億円。）。
- ・NISTEPの調査研究によると、法人化以降の運営費交付金の減少に伴って、定常的に措置される教員あたりの研究開発費が減少（法人化時と比較すると、個人単位の自己資金は半分以上）。一方で、競争的研究費等の外部受入研究費は増加しているが、教員あたりの外部受入研究費の差が拡大という結果も確認されている。

（研究機関の厚み）

- ・英国やドイツは最も規模の大きい第1Gに続く第2Gに分類される大学数が多く、論文数も大きい。ドイツは、第2Gの大学のみで大学等部門の約7割の論文を産出。
- ・日本は第1Gから第4Gまでがグループとして同程度の論文数規模を持つ。第4Gの大学については、論文数規模は小さいが大学数が多いことから、個々の大学の論文数を合計すると、他の大学グループと同様に日本の研究活動に貢献。
- ・我が国の特徴として、特定分野において強みを持つ大学が多数存在するが、上位に続く層の大学から輩出される論文数が、海外と比べて少なく、上位に続く大学の層の厚みを形成していくことが必要。

（研究振興策の成果）

- ・科研費による論文は、TOP10%論文割合、TOP1%論文割合のいずれにおいても、全研究種目でScopus平均の割合を上回っている。「特別推進研究」における割合が最も高く、比較的大型の研究種目の割合が高い傾向。
- ・我が国の論文数の伸びは、科研費関与論文が牽引しており、科研費非関与論文数の低下を補っている。また、Top10%補正論文数の科研費関与論文の割合は、我が国の産出数の60.4%を占める。
- ・論文の生産性という観点からは科研費が大きく貢献している可能性。
- ・戦略的創造研究推進事業においては、世界三大科学誌への投稿論文を多数輩出しており、これらに掲載された論文の2割程度が本事業による研究が占める。
- ・世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）により、高い研究力と優れた国際研究環境を有する拠点を構築することで、世界のトップレベル研究機関に比肩する卓越した研究成果を排出（Top10%補正論文数割合はWPI拠点平均で約20%、国際共著論文割合は約50%、外国人研究者の割合は約40%）。
- ・WPI拠点における取組により、法人内に、研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積。

（大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点）

- ・我が国独自のシステムとして、個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所として17の大学共同利用機関を設置し、4法人が運営。
- ・大学共同利用機関は、個々の大学では整備ができない貴重な研究資源を全国の大学の研究者へ無償提供し、研究課題の公募による共同研究の実施、研究者へ交流の場を提供する等により我が国の学術研究水準の向上と均衡ある発展に貢献する機能

を果たしている。また、例えば、自然科学研究機構では10年で機構の研究者数の6倍の若手研究者を育成し、他の研究機関に輩出するなど、若手研究者の育成の場としても機能を果たしている。

- ・国公立を通じた共同利用・共同研究拠点制度については、国立大学が中核となる共同利用・共同研究拠点が28大学72拠点、国際共同利用・共同研究拠点が4大学6拠点認定されている（令和6年4月現在）。各大学の研究ポテンシャルを活用して研究者が共同で研究を行う体制により、共同利用・研究拠点においては、研究成果論文の上昇、学外受入れ研究者の増加、外部資金の増加などの成果を上げている。

※委員からの関連意見

- ・一研究者からすると、潤沢で短いスパンの資金と、少ないが長期的安定的な資金とでは位置づけが違い、後者も重要なポイントと認識。
- ・この先、国の予算が総じて増加傾向に動くとは考えにくいだが、その中でいかに組織全体を活性化していくか、研究開発を伸ばしていくかが大きな課題。
- ・共同研究等における間接経費について、研究成果がしっかりと出るのであれば、割合を高めても企業の理解は得られる。
- ・現状、若い研究者も成果を上げており、やる気を維持するために少額でも基盤的経費で研究費を支援することが必要。
- ・諸外国の科学技術政策においては、地球規模課題の解決などを目指したミッションオリエンテッドな公的支援となっており、その中では、応用研究だけでなく、基礎研究やキュリオシティ・ドリブンの研究への支援が一層重要となる。
- ・拠点の支援が終わった後、大学が支援を継続しないといけないうわけだが、その拠点が現在どのようになっているのか、分析する必要があるのではないか。
- ・国際卓越研究大学は世界最高水準の研究大学になるポテンシャルの高い大学に新しいガバナンス体制を構築し、大きな資金を投じる施策。また、我が国全体の研究力の向上には、国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化し、相乗的・相補的な連携により共に発展するスキームの構築が必要であり、地域中核・特色ある研究大学促進事業（J-PEAKS）による支援も開始された。大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要であり、国際卓越研究大学や地域中核・特色ある研究大学を含めた裾野の広い大学間連携ネットワークの構築が必要。
- ・大学間の連携に加え、国立研究開発法人のような研究機関も含めて高度な研究ネットワークを強化することが必要ではないか。
- ・拠点を形成することで、研究者が一人ですべてをこなすのではなく、チームで研究を進めていくための体制が確保されることが重要。また、人材の流動性や多動性の確保、議論ができる場の設定が必要。
- ・大学の活動や研究成果は論文だけでは測れない部分があり、海外トップ大学においても研究者が社会にどのようなインパクトを与えたのか、といった新しい観点での評価の試みもあると聞く。論文関係の指標だけでなく、社会課題解決やコミュニティへの貢献なども評価の観点に含めてよいのではないか。
- ・日本が引用数の高い論文の割合が低いというデータもある中で、日本では英独と比較して少ない論文数であるものの特定分野に強みを持つ大学が多数存在するという現状について、裾野の在り方についての議論が必要ではないか。
- ・研究時間の確保が課題であり、大学内における入試・会議等の業務効率化が求められ、これらのしわ寄せが若手にいっていることも懸念される。大学教員の年齢構成についてもバランスがとれた形にしていくことが必要。全ての先生がオールマイティにこなすような時代ではもうなくなってきており、分業化の意識が必要。
- ・若く能力ある人材がアカデミアをキャリアとして選択するかが重要な課題。安定したポストを確保していけるのか、という将来への不安がキャリア選択に影響を与える可能性もあり、研究人材の確保のためには安定したポストの確保についても考える必要がある。同時に、国際的には、産業の高度化に伴い産業界とアカデミアでの人材獲得競争も発生しているので、我が国として成長産業への高度人材の供給やアカデミアの人材確保を両立することが必要。

- 研究者ごとの所属の制約を理解し、それを超えて活動していくための仕組みが必要。本籍は大学に所属しつつも、大学共同利用機関にも所属して、その人材育成機能を活用できるとよいのではないかと。また、大学共同利用機関は若手や女性を含む人材確保を積極的に行う必要があるのではないかと。

3. 国立大学法人等の機能強化に向けて、現状及びその分析を踏まえた今後の対応策についての方向性

① 国立大学法人等が全体として果たすべき役割に関する委員からの意見

- ・非常に良い教育が行われ、良い研究者が輩出されて、様々なイノベーションが生まれることが全て実現できるわけではない。国立大学法人が、それぞれどんなミッションやパーパスを描いていくのかを考え、それらがうまくいっているか、機能強化ができていくかを、どのような評価軸で評価するのかを考える必要がある。その際、単に持続可能であれば良いわけではないと思う。
- ・国立大学の法人化は、行政改革を契機としつつ、国際的競争力に関する危機感等から、国が主導しながらも、国立大学も制度設計の議論に参画して進められた。その目的は、自律的な環境の下で国立大学を活性化し、優れた教育や、特色ある研究に積極的に取り組み、より個性豊かな魅力ある国立大学の実現しようとするもので、各大学に大学改革を問いかけるものだった。各国立大学が進める大学改革の考え方も明らかにしながら、また、大きな時代変化を見据え、日本の根幹を担う国立大学法人はどうあるべきか、大学と国がそれぞれやるべきことを議論することが必要。
- ・国立大学法人は、各法人を法律で設立するという形になり、統合や合併は法人の意思に頼るものになっていると考えるが、若年人口が減少していく中で、高等教育を適正かつ効率的に提供していく仕組みとして適切なのかを考える必要があるのではないかな。
- ・様々な行政分野において民営化や自由化が進められたが、それだけではうまく回らないこと、財政含め国の関与の仕方やそのルールづくりが必要であることも分かってきており、国立大学法人も、改めてこれからどうしていくのか考えていかねばならない。どういうマネジメントの工夫がされ、上手くいった点と課題を明らかにすることが重要。
- ・大学共同利用機関は、共同研究に関する機能、大型・最先端の設備の共同利用に関する機能、また、その設備を用いて研究支援を行う人材を育成する機能など様々な役割を担っており、それぞれの機関における役割を明確化することが必要ではないかな。
- ・国立大学の運営費交付金の減少とともに人件費が減少してきており、その中で研究支援人材が削減されてきたのではないかな。最先端の研究機器を通じた研究支援人材の育成が有効であり、大学共同利用機関が研究支援人材の育成・確保に向けて果たす役割があるのではないかな。

【想定される論点】

- ・法人化後、国立大学法人等の経営改革の状況などは大学規模等によって差異が出てきている状況。国立大学法人等総体の役割として、①重要な学問分野の継承発展、②我が国の知をリードする研究、③理工系分野の教育研究の推進、④地域教育研究の拠点、⑤リカレント、国際化、産学連携等の積極的・先導的役割と整理されてきた。これらの役割を、国立大学法人等が総体として、投入されるリソースとの関係において効率的に果たしていく観点をもって、機能強化を図っていくことが重要である。については、中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の議論も踏まえつつ、法人ごとにミッションをさらに明確にし、各法人が、自身をとりまく国内外の状況も踏まえつつ、その実現に向けて様々なリソースを振り向けることによって、機能強化を図ることが必要ではないかな。
- ・国からの財政支援やガバナンスの仕組みについても、機能強化の観点から、法人の規模や機能の特色に対応したものとしていくことが必要ではないかな。
- ・18歳人口が減少することで、現在約63万人いる大学進学者数は、2040年には約46万人となり、現在の定員規模の約73%へと大幅に減少し、多くの私立大学が定員割れをすることが予測される中において、キャンパスが存在する地域や各法人の機能の特徴を踏まえつつ、学部の規模や組織の在り方について、具体の検討を深めるべきではないかな。
- ・法人や大学の再編については、各法人と国が、その目的を共有しつつ、よく対話

しながら建設的に議論を進めることが必要ではないか。

- ・研究活動・研究設備が高度化・複雑化する中で、我が国全体の研究力の向上を図る観点から、大学の特色化を目指した魅力ある研究拠点や、組織を超えてコミュニティの中核を担う大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点について、その機能を最大化するためにどのような方策が考えられるか。

② 地方において国立大学が果たすべき役割に関する委員からの意見

- ・人口減少の中で生活環境を構築するには新しい産業をつくる必要があり、その人材育成の核になるのは大学。ただ、そのことに対する大学教員の理解はまだ薄く、自分の学問体系から踏み出そうとしないため、予算や制度を活用して変えていく必要がある。そういった観点で地方国立大学の維持発展に向けて支援が重要であり、地方国公立大学が機能を果たすことが、自治体が成り立つための最低限の機能である。
- ・国立大学は地方の教育を支える役割があり、議論を進める上で、地域に分けて考える視点も必要。
- ・国立大学は、地方の大きな産業や経済の中心であるため、地域の経済的事情も踏まえた授業料や交付金の在り方があっていいのではないか。
- ・地方大学は、強みを出すことに取り組んでおり、そこに人的・金銭的な資源が集中する。強みとなる分野が資金を稼ぎ、それを学内に回すことで、他の分野のレベルも上がり、5年～10年後に別の分野で強みができ、そこを更に強くしていく。更に10年たてば、全体的に底上げができていく大学になる、そういう取り組みが必要である。
- ・大型プロジェクトの研究費を獲得できない地方の国立大学については、厳しい状況にあるのではないか。
- ・特に地方において、国立大学が中心となり、設置形態を問わない大学間の連携や共同利用機関との連携を視野に入れるべき。その際、コストの軽減・合理化という観点だけではなく、シナジーを活かして新たな価値を生み出す連携であるべき。

【想定される論点】

- ・人口減少の中で生活環境を構築するには新しい産業をつくる必要があり、その人材育成の核になるのは大学。
国立大学は地域の教育を支えるとともに研究の拠点ともなっている現状があるものの、法人化以降の財務状況等を分析するに、地域的制約や人口減少等の影響を大きく受けていると推察される。
ついては、地方に所在する各法人をとりまく教育研究環境の状況及び各法人のミッションを踏まえつつ、国立大学としての役割を果たし、その機能を強化をしていくために、法人及び国がとるべき具体的な方策の検討を始めるべきではないか。

③国立大学法人等のガバナンスの在り方に関する委員からの意見

- ・優れた人材を輩出して、良い研究成果を出すために最もふさわしい組織の形態を考えていく必要がある。その際、投入するリソースとの関係において、組織がいかに効率的になっているかというシンプルな原理に立ち戻って考えることが重要。
- ・ガバナンスの在り方1つで、組織の状況が大きく変わる。人件費、資金運用、授業料、人事給与マネジメント等が機能するかどうかは執行部の力量にかかっており、執行部について透明性を持って決めていくプロセスが大事。
- ・法人化当時、大学組織の特殊性を理由に学長＝法人の長という仕組みになったが、何がどう特殊なのかという議論の詰めは甘かったのではないかと。教員が信頼できる人がトップに座らなければ大学のガバナンスはうまくいかないが、経営の責任者としての在り方とは必ずしも一致をしない面もある。法改正で理事長と学長とを分ける考え方も取り入れられているが、トップの選考の在り方と責任、ガバナンス体制をどうするかという検討がきっちりされる必要がある。

- ・法人化して自由度が増えたことは、大学の経営に関しては非常にプラスだと思うが、現場では改善が必要な点もある。大学のミッションを効率的に達成するために、スクラップ・アンド・ビルドのような観点も含め、資源の配分を経営判断として行うにあたり、大学のマネジメントの仕組みとして十分に機能しなかった面があったのではないか。
- ・法の枠内で自由度を高める仕組みにしたはずだが、大学が自由度を活かして、ガバナンスを発揮させつつ必要なリソースを集める取組が必ずしもうまく行っていない。その理由の一つは、大学教員の間で、法人化した大学がどういうものかについて、十分に認識が共有されていなかった点。もう一つは、当初の検討は独立行政法人化だったが結果的に国立大学法人制度になり、制度自体の論理にやや曖昧なところがあった点である。
- ・教職員のモチベーションが上がるよう、例えば、会社の中にある先輩・後輩を指す「権威勾配」を極力小さくして組織を運営することや、単純作業は自動化をして無駄な作業をやらせないこと、生産性にマイナス影響を与える疲労リスクへの対応などのマネジメントが重要。

【想定される論点】

- ・各法人ミッションの実現に向けて教育研究を実施していくに当たり、多様な法人があることを踏まえれば、効率的な業務執行の観点から、各大学等の機能やミッションに応じてガバナンスが変わるということも考えられるのではないか。
- ・一法人複数大学について、成果や課題の整理をしつつ、ガバナンスの点から検討すべきことがあるか、確認していくことが必要ではないか。

④国立大学法人等の教育・研究の振興に向けた取組に関する委員からの意見

- ・文部科学省が重点的に支援してきた施策で効果をあげているものは、国際化などの部分的目的だけに留まらず、国立大学の自主的な大学改革を支援することにより、世界に開いた教育研究環境を作ることによって成功しているのではないか。そのため、今後の改革の方向性として、世界に開くという観点が重要ではないか。
- ・各機関のミッションが大事。必要なミッション達成のために必要な資源は投じ、効率的、効果的に運営してもらう必要がある。必要な投資を削ってミッションを実現できないのでは意味が無い。
- ・高等教育の質的構造の変化を背景として、大学の学費の値上げが、アメリカからヨーロッパに広がり、1990年代から2000年代に急速に拡大した。クリエイティブな人材をつくらない限り、国際競争の中で立ちいかないため、少人数教育や双方向で進める教育など、教育に関わるコストが急速に拡大していった。そのコストを一体誰が払うのかという問題になったときに、これを公的資金で全て賄うことは当然できない。一方で、学ぶ機会の平等を担保するため、学費を上げる際には、留学生など地域によって学費を細分化するとか、手厚い奨学金を手当しながらやってきている状況。
- ・国全体として長期の人材育成はどうあるべきかを考える際に、短期の資金繰りに依拠して運営している大学がどのように役割を担うかという点は、法人化の中で抱えた大きな課題であり、工夫が必要なのではないか。
- ・国として給与を上げる施策をとっていく中で、国立大学法人はどう考え、対応していくのかは極めて重要であり、法人化以降のこれまでの状況も知りたい。運営費交付金について、人事院勧告に直接影響を受けていないが、これを変える必要があるのではないか。
- ・教育の質向上のため、アメリカではティーチング・エバリュエーションの必要性が高まり、各大学が個々の教員や授業の質保証に対応している。イギリスでは、ティーチング・エクセレンス・フレームワークにより、大規模なアンケート調査で教育のレベルを測り、大学を差別化して公的支援を実施するという、公的な形で質保証を図っている。賃金上昇に見合う人的資本をどうつくるかについては、特に高等教育に責任があるが、我が国においてそのような取組はほとんどできていない。
- ・AIを使いこなせる人材を大学において育成していくことが求められるが、現状、それを支える教員が魅力的な職業になっていないのが問題。教育の質を上げていくには、例えば、教育と研究を切り分け、運営費交付金もそれに応じた配分をするということも考えられる。
- ・科学技術の生産性は労働の生産性よりも高く、各国が科学技術への投資を拡大する中、そのギ

ヤップをどのような仕組みで埋めることができるか。人的資本への投資は個人的な所得に反映されるため、公的資金は機会の平等を担保するために使うべきというのが文科省の長年の立場だと思うが、そのマインドに閉じるべきではない。クリエイティブな人材から高い労働生産性が生まれ、高い賃金が生まれてくることも含め、大学ファンドのように新しい政策軸をつくるという形があるのではないか。その際、パブリックプライベートパートナーシップのフレームワークをヒューマンキャピタルにも拡大し、政府の役割をプライベートセクターとの連携を強めることに広げる方向性が必要。

- ・国として将来の社会像を踏まえた重要研究領域を設定した場合に、5年後、10年後にどの領域に人材が必要となるか分かるのであれば、そこに公的支援を行うような考え方もある。
- ・今から育成した人材が20年後には職を失う可能性も考慮すると、特定の分野に偏りすぎないという観点も必要。何にでも対応できるような人材を教育して、世に出すというのが大学教育の基本。
- ・分野ごとの拠点の求心力を維持するためには、最先端の研究に必要な設備と、議論ができる優れた人材がいることが必要。我が国においては、大学共同利用機関と国際共同利用・共同研究拠点が国内の学術研究を底支えし、リードしてきた。共同利用・共同研究拠点については、拠点に集まる機能はあるが、現状の支援で新しく研究成果を生み出すところまでいけるかは難しさもあるのではないかと。大学共同利用機関法人と国際共同利用・共同研究拠点を中核として、共同利用・共同研究拠点を結びつけることで機能が強化されるのではないかと。
- ・共同利用・共同研究拠点では、ハードだけではなく、一連の研究を支援する人材を含めた総合的な共同利用・共同研究のための仕組みを有しており、これらを立ち上げるのは簡単ではない。更に異分野の研究者と共同研究を進めることができる機能を強化することが必要。また、分野・地域ポートフォリオ戦略の中で、コミュニティに対する貢献度を踏まえた支援の仕組みについて検討すべきではないか。

【想定される論点】

- ・WPIやSGUのように、教育研究組織・分野の枠を超えて、徹底した国際化を図るシステム改革の実施に一定程度の財政支援を行った取組は成果を挙げている。一方、これら好事例の他組織への展開については、狙いどおりに進んでいない点があることから、好事例の展開に係る、各法人や国等における新たな具体策としてどのようなものが考えられるのか。また、こういった質の高い教育・研究には、よりコストがかかるところ、教育コスト、研究コストについて、国立大学法人等、国、ステークホルダーの間でどう賄っていくべきなのか。
- ・我が国の大学の研究力を向上させるためには、研究力のある大学同士の連携を進めるとともに、各大学の目指すミッションに基づき、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応する研究体制を構築するためのシステム改革や、高度な研究マネジメント基盤（研究マネジメント人材、共用施設・機器群等）の構築を、確実かつ継続的・安定的に推し進めることが必要ではないか。
- ・意欲・能力のある研究者が、全国の裾野の広い大学に所属して研究活動を行い、論文算出に貢献しているという我が国の特徴を踏まえると、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点が研究大学群における組織・領域を超えた連携・人材流動のハブ機関としての機能を果たすことが重要ではないか。また、そうした機能を強化するためにはどのような支援の在り方が必要か。

⑤附属病院等の在り方に関する委員からの意見

- ・大学病院の収支は、大学の財務と一体的に管理されているのか、別の財政原理で動いているのか。制度が複雑で、きちんとした原理に基づいた設計にはなっていないのではないかと。附属病院だけ切り離して法人化したほうがよいのではないかと意見もある。
- ・教育研究、特定機能病院としての高度医療、地域派遣などが大学病院の当然の使命のように思

われているが、大学設置基準において、附属病院は医学部・歯学部の実験研究に必要な病院と規定されており、これらの使命については言及がない。教育研究の名の下で、理想の医療を求め、採算の合わないような医療もやっているため、経営が苦しくなっている。

- ・ 実践知をつくるのが大学病院であり、やらざるを得ない面もあるため、教育研究の名の下の労働が行われていることに問題があり、大学設置基準を見直すべきである。
- ・ 大学病院も国も、大学病院にどこまでやってもらうかを考える必要があり、大学病院は身の丈に応じた経営体になる必要がある。教育研究機関と経営体のハイブリッドの仕組みをどうつくるかについて、この機会に議論を深めていただきたい。
- ・ 大学病院の貸借対照表を独立させて財務三表を公表する体制とし、しっかりと財政的な独立を担保して、経営責任に見合った運営・人事の裁量権を与えることが重要。
- ・ 大学病院の再開発のタイミングが各病院で異なるため、病院経営共済事業のような形で、国立大学病院間でシステムを構築し、病院間の相互協力体制を整備してはどうか、という意見もある。

【想定される論点】

- ・ 附属病院については法人化以降、高度医療、地域医療の砦として機能してきているが、診療に重点が置かれるあまり、研究機能の低下も指摘されている。また、附属病院の経営規模が大きく、大学の経営にも大きな影響を及ぼしている。国立大学の附属病院はどのような機能が求められるのか、またそのためには現在のように大学や法人に附属するという仕組みが適切か。

⑥その他、考え方を整理し、取組を進めるべき点に関する委員からの意見

- ・ 政策目的を達成することが重要であり、効率化するあまり目的を達成できないようでは本末転倒である。評価測定がしやすい臨床と、長い時間がかかるタイプの研究、また、成果がすぐにわからないような教育は、それぞれ評価の在り方が違うので、分けて議論すべきである。
- ・ 国立大学は法人評価における現況分析評価でかなり詳しく教育研究の評価が行われている。認証評価もある程度、教育の質の大枠の評価としては機能しているが、国立大学については両者の整理も必要ではないか。

【想定される論点】

- ・ 国立大学法人等の評価については認証評価と法人評価が行われているが、中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会の議論を踏まえ、評価の仕組みを見直すべきか。また、資源配分と評価の連動についてどう考えるか。